

長崎県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する手数料 (令和4年10月1日改定)

①長期優良住宅建築等計画の認定手数料

(単位:円)

区分	延べ床面積	新築住宅		既存住宅(増築・改築・建築行為なし)	
		評価機関の事前審査を受けた場合 (確認書の提出あり)	確認書、設計住宅性能評価書の提出なし	評価機関の事前審査を受けた場合 (確認書の提出あり)	確認書の提出なし
戸建住宅	一律	15,000	61,000	23,000	86,000
共同住宅等 (m ²)	～500以内	28,000	134,000	42,000	201,000
	500超～1,000以内	46,000	215,000	69,000	322,000
	1,000超～3,000以内	77,000	424,000	115,000	636,000
	3,000超～5,000以内	123,000	759,000	185,000	1,138,000
	5,000超～10,000以内	188,000	1,304,000	282,000	1,956,000
	10,000超～20,000以内	319,000	2,413,000	479,000	3,619,000
	20,000超～30,000以内	404,000	3,448,000	606,000	5,171,000
	30,000超～	459,000	4,224,000	689,000	6,335,000

備考)建築確認の申出がある場合は、

上記認定手数料に、建築確認申請手数料、構造計算適合性判定手数料(該当する場合)及び昇降機確認手数料(該当する場合)を加算する。(構造計算適合性判定手数料については1.1を乗じた額を加算する。)

②長期優良住宅建築等計画の変更認定手数料【令和4年2月20日以後に認定を受けたもの】

(単位:円)

区分	延べ床面積	新築住宅		既存住宅(増築・改築・建築行為なし)	
		評価機関の事前審査を受けた場合 (確認書の提出あり)	確認書、設計住宅性能評価書の提出なし	評価機関の事前審査を受けた場合 (確認書の提出あり)	確認書の提出なし
戸建住宅	一律	7,500	30,500	11,500	43,000
共同住宅等 (m ²) ※1	～500以内	28,000	134,000	42,000	201,000
	500超～1,000以内	46,000	215,000	69,000	322,000
	1,000超～3,000以内	77,000	424,000	115,000	636,000
	3,000超～5,000以内	123,000	759,000	185,000	1,138,000
	5,000超～10,000以内	188,000	1,304,000	282,000	1,956,000
	10,000超～20,000以内	319,000	2,413,000	479,000	3,619,000
	20,000超～30,000以内	404,000	3,448,000	606,000	5,171,000
	30,000超～	459,000	4,224,000	689,000	6,335,000

※1 計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積)で算定する。

備考)建築確認の申出がある場合は、上記①備考欄を準用する。

③長期優良住宅建築等計画の変更認定手数料【令和4年2月19日以前に認定を受けたもの】

(単位:円)

区分	延べ床面積	新築住宅			既存住宅の増築・改築	
		評価機関の事前審査を受けた場合 (適合証の提出あり)	住宅性能評価を受けた場合 (設計住宅性能評価書の提出あり)	適合証、設計住宅性能評価書の提出なし	評価機関の事前審査を受けた場合 (適合証の提出あり)	適合証の提出なし
戸建住宅	一律	3,500	9,500	30,000	5,500	42,500
共同住宅等 (m ²) ※2	～500以内	15,000	71,000	133,000	22,000	200,000
	500超～1,000以内	26,000	114,000	214,000	40,000	321,000
	1,000超～3,000以内	38,000	216,000	423,000	58,000	635,000
	3,000超～5,000以内	72,000	370,000	758,000	108,000	1,137,000
	5,000超～10,000以内	124,000	570,000	1,304,000	186,000	1,956,000
	10,000超～20,000以内	205,000	1,038,000	2,412,000	308,000	3,619,000
	20,000超～30,000以内	252,000	1,416,000	3,447,000	378,000	5,171,000
	30,000超～	269,000	1,713,000	4,223,000	404,000	6,334,000

※2 計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積)に対応した手数料を申請戸数で除すことにより1申請の手数料を算出する。(百円未満切捨)

備考)建築確認の申出がある場合は、上記①備考欄を準用する。(構造計算適合性判定手数料については1.1を乗じた額を加算する。)

④譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の認定変更申請手数料(法第9条関係)

1件 3,000円

⑤長期優良住宅建築等計画の認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料(法第10条関係)

1件 3,000円

⑥長期優良住宅法第18条による容積率緩和の許可申請手数料

1件 160,000円